

兵庫県住宅供給公社 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日までの 4年間

2. 内容

目標1：子育て支援休暇（子の看護休暇）において、「中学校就学の始期に達するまでの子」を対象として、年間5日（2人以上の場合は年間10日）の特別休暇の取得促進を行う。

<対策>

・平成23年度～ 取得促進に向けた制度の周知・啓発の継続実施

目標2：職員の家庭や子育てへの参加意識を高めるとともに、時間外労働を削減するため、毎週水曜日を「定時退庁日」とし励行する。

<対策>

・従来から職員に周知しているが、更なる定時退庁の励行に向けて、全社的に取り組むこととする。

目標3：職員の健康保持の観点から、夏季休暇や年次有給休暇の取得促進を行う。

<対策>

・平成23年度～ 社内広報等による周知・啓発の実施

・平成23年度～ 職場会議等での取得促進のためのPRの実施